

議員提出議案第5号

「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の 継続等に関する意見書

このことについて、次のとおり、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣及び国土交通大臣に意見書を提出する。

平成29年12月19日

提出者	三朝町議会議員	吉	田	道	明
賛成者	三朝町議会議員	藤	井	克	孝
賛成者	三朝町議会議員	清	水	成	眞
賛成者	三朝町議会議員	山	口		博
賛成者	三朝町議会議員	石	田	恭	二

「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の 継続等に関する意見書

高速道路ネットワークは、国土の均衡ある発展を支える重要な社会の基盤であり、鳥取県においても人流・物流の大動脈として企業進出の促進や広域観光周遊ルートの形成による観光振興など、様々なストック効果が現れており、地方創生の更なる加速を目指し、地域高規格道路の整備をはじめ、地方道の整備促進に取り組んでいる。

また、昨年10月に発生した鳥取県中部地震では「命の道」として被災地の支援・復旧作業を迅速に行えたことから、国民の安全・安心の確保や国土強靱化の観点からも国と地方が一体となり、早期のミッシングリンク解消に向けた取り組みを行うことが必要である。

しかしながら、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」で規定されている補助率等の嵩上げ措置が平成29年度末で期限切れとなり、平成30年度以降の道路整備に係る補助率等が低減されることは、地方の負担が増大するとともに、計画的な道路整備が困難となり、地方創生の実現が大きく遠ざ

かるものと危惧される。

については、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に基づく補助率等の嵩上げ措置を平成30年度以降も継続するとともに、道路予算の総額を確保することが必要である。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月19日

鳥取県東伯郡三朝町議会